

令和8年度 安曇野市 Web マーケティング支援事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和8年度 安曇野市 Web マーケティング支援事業を委託するに際し、委託候補事業者の能力、意欲、資質等を適正かつ公平に評価するために実施する公募型プロポーザル方式による選定に関し、必要な事項を定めるものとします。

(委託業務)

第2条 委託業務の範囲は、別添「令和8年度 安曇野市 Web マーケティング支援事業業務委託仕様書」のとおりとします。

(業務委託期間)

第3条 業務委託期間は、契約の締結日から令和9年3月15日までとします。

(委託金額の上限等)

第4条 委託料の上限金額は、2,640,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

2 令和7年度予算において、提案時の上限金額が減額または削除された場合、業務受託予定者の提案内容を変更して契約するか、または契約を締結しない場合があります。

(スケジュール)

第5条 業務開始までの今後の日程は、概ね次のとおりです。

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 公告 | 令和8年2月19日(木) |
| (2) 参加表明の受付開始 | 令和8年2月19日(木) |
| (3) 質問書受付期限 | 令和8年2月26日(木) 午後5時まで |
| (4) 質問書に対する回答 | 令和8年3月2日(月) まで |
| (5) 参加表明の提出締切 | 令和8年3月4日(水) 午後5時まで |
| (6) 企画提案書等の提出締切 | 令和8年3月12日(木) 午後5時まで |
| (7) プレゼンテーション | 令和8年3月16日(月)・18日(水) のいずれか |
| (8) 選定結果通知 | 令和8年3月下旬(予定) |
| (9) 委託契約締結 | 令和8年4月下旬(予定) |

(参加資格)

第6条 プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる事項の全てを満たす者としてします。

- (1) 安曇野市の入札参加資格を有していること。ただし、入札参加資格者名簿に登録されていない者であって、第7条第4号による手続きを行い参加資格が認められた時はこの限りでない。
- (2) 安曇野市から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 安曇野市暴力団排除条例（平成 24 年安曇野市条例第 3 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団または同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

（参加表明の提出）

第 7 条 参加事業者は、参加表明書等を次のとおり市長に提出してください。

- (1) 提出期限 令和 8 年 3 月 4 日（水）午後 5 時まで ※必着
- (2) 提出場所 安曇野市商工観光スポーツ部商工労政課
〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地 安曇野市役所 3 階 3 番窓口
- (3) 提出方法 郵送（書留郵便）または直接持参してください。
- (4) 提出書類 参加表明書（様式第 1 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
会社概要がわかる書類（パンフレット・HP の印刷可）・・・・・・・・・・ 8 部

※入札参加資格者名簿に登録されていない者は、下記の書類も提出すること。

- ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）・・・ 1 部（写し可・参加表明書提出日から 90 日以内に発行されたものに限る。）
- イ 印鑑証明書・・・ 1 部（写し可・参加申込書提出日から 90 日以内に発行されたものに限る。）
- ウ 使用印鑑届・・・ 1 部（上記 イ 印鑑証明書により届出されている印を契約等に使用する場合は提出不要）

（質問の受付等）

第 8 条 参加事業者は、提案書等の作成に関し、質問書（様式第 2 号）を提出することができます。

- 2 質問書は、令和 8 年 2 月 26 日（木）午後 5 時までに、電子メールで提出してください。
- 3 提出された質問に対して電子メールにより、令和 8 年 3 月 2 日（月）までに、その時点で表明のあった全ての参加事業者に回答します。また、安曇野市ホームページにも掲載します。

（企画提案書等の提出）

第 9 条 参加表明書を提出した者は、以下により企画提案書等を提出してください。

- (1) 提出期限 令和 8 年 3 月 12 日（木）午後 5 時まで ※必着
- (2) 提出場所 安曇野市商工観光スポーツ部商工労政課
〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地 安曇野市役所 3 階 3 番窓口
- (3) 提出方法 郵送（書留郵便）または直接持参してください。
- (4) 提出書類 企画提案届出書（様式第 3 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
企画提案書（様式第 4 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 部
作業スケジュールがわかる書類（任意様式）・・・・・・・・・・ 8 部
提案見積書（様式第 5 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 部

- (5) 企画提案書の作成方法

目次及びページ番号を付けて、ホチキス等で 2 点留めしてください。

- (6) プロポーザルに必要な書類の作成及び提出に係る費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (7) 企画提案書及び提案見積書（以下「提案書等」という。）の提出は、1 参加事業者につき

1 件とします。

- (8) 企画提案書で提案された内容については、委託後に実施できるものとします。
- (9) 提案書等は、提出後の訂正、差替えなどを認めません。また、提出後の資料等の追加も認めません。
- (10) 提出された提案書等は、返却しません。
- (11) 提出された提案書等は、参加事業者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲で、複製を作成します。

(プロポーザルの途中辞退)

第 10 条 参加事業者は、参加辞退届（様式第 6 号）を市長に提出することにより、参加を辞退することができます。なお、一度参加辞退届を提出した後は、参加できません。

(選考の方法)

第 11 条 令和 8 年度 安曇野市 Web マーケティング支援事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査、評価したうえ、最も優れた提案を行った者を最優秀者として選考します。

2 プレゼンテーション・ヒアリング審査については、以下により実施します。

- (1) 期 日 令和 8 年 3 月 16 日（月）・18 日（水）のいずれか
- (2) 開催方法 現地開催（安曇野市役所）
- (3) 提案時間 1 事業者あたり、説明 20 分以内、質疑応答 10 分以内
- (4) 留意事項
 - ・プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とします。
 - ・説明は、提出された企画提案書等によります。
 - ・プレゼンテーションへの出席は、1 事業者あたり 3 名以内とします。
 - ・提案順は、担当部署が事前にくじにより決定します。

3 審査項目、評価基準は次表のとおりとします。

審査項目		評価基準	配点
基本的事項	経営基盤	・経営状況が安定し、事業遂行能力に問題はないか。	10
	業務実績	・行政や公的団体において、類似業務の実績があるか。	10
企画提案力	業務内容	・事業内容の詳細について、仕様書に記載されている内容に基づき、その目的、内容等を的確に反映した企画内容になっているか。 ・市内事業者の実情を踏まえた支援方針が明確であるか。 ・技術支援にとどまらず、事業者の自走力向上につながる工夫が示されているか。 ・企画提案内容に工夫や独創性がみられるか。	40
	報告書	・支援内容を事業者ごとに整理し、相談経過と結果がわかりやすい様式となっているか。 ・市が事業効果を把握・検証しやすい報告方法となっているか。	20
	全体スケジュール	・適切な事業スケジュールが示されているか。	10
	見積書評価	・提案内容を検討して妥当かどうか。	10
	配点合計		100

4 委員会は、企画提案書やプレゼンテーションの内容を審査し、委員ごと点数付けを行い、委員会において最も多くの委員が1位と評価した参加事業者を委託候補事業者として選定します。1位が同数の場合は、参加事業者の中で審査委員が2位を最も多く付けた参加事業者を委託候補事業者として選定します。以下、同様に順位を決定します。ただし、全審査員の評価点の平均が満点の6割を下回る時は不採用とします。

5 市長は、決定した委託候補事業者に対して、委託候補事業者選定結果通知書により決定した旨を通知します。

6 市長は、決定されなかった者に対して、その理由を付して通知します。この場合において、選定結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けません。

(失格)

第12条 市長は、参加事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、選定結果等に関わらず既に決定した事項を取り消し、失格とします。

- (1) 第9条(4)で提示した提案見積額が第4条の委託金額の上限を上回る場合
- (2) 提案書等の作成に関して不正行為または虚偽の記載が認められた場合
- (3) 審査委員等の関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合

(4) 業務委託契約締結前に入札参加停止の措置を受けた場合

(委託契約)

第 13 条 市長は、委託候補事業者と契約内容等について協議を行い、この業務を確実に実施できると確認した場合には、業務委託契約を締結します。

2 市長は、委託候補事業者に委託契約を履行することができない事由が生じた場合は、選定結果が次順位以下となった参加事業者のうち、順位が上位であった者から順に当該業務委託の交渉を行います。この場合でも、既に委託候補事業者が負担した費用等の補償は、一切行いません。

3 本業務に係る予算（第 4 条 委託金額の上限等）が減額または削除された場合、提案内容を変更して契約を締結するか、または業務受託予定者との契約が締結されないことがあります。この場合、業務受託予定者は市に対して損害賠償を求めることはできません。ただし、後日予算措置が講じられた場合、市は業務受託予定者と契約交渉を行うことができるものとします。

(プロポーザルに係る費用)

第 14 条 このプロポーザルに要する費用は、全て参加事業者の負担とします。

(その他)

第 15 条 参加事業者が 1 事業者となった場合も、プロポーザル方式による事業者の選定を実施します。

問合せ先・提出先

安曇野市商工観光スポーツ部商工労政課

住 所 〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

電 話 0263-71-2000 (内線 3132)

メール shokorosei@city.azumino.nagano.jp

担 当 延本